

☆ 自閉症のある子どもの教育的ニーズの整理③  
 ～合理的配慮を含む必要な支援の内容～

自閉症のある子どもの教育的ニーズを整理する観点『③合理的配慮を含む必要な支援の内容』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



ア  
教育内容・方法

(ア) 教育内容

a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」、「言語発達の遅れや一般的に用いられるときとは異なる意味での言葉の理解」、「手順や方法に関する独特のこだわり」等によって生じている、学習内容の習得の困難さを補完するための配慮をする（動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える等）。

b 学習内容の変更・調整

数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。

- 例)  理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得
- 社会適応に必要な技術や態度を身に付けること 等

(イ) 教育方法

a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

自閉症の特性を考慮し、視覚情報を活用できるようにする。

- 例)  写真や図面、模型、実物等の活用
- 扱いやすい道具や補助具の利用  活動予定表等の活用 等

b 学習機会や体験の確保

自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることから、実際的な体験の機会を多くする。 等

c 心理面・健康面の配慮

自閉症の特性により、二次的な障がいとして、情緒障がいと同様に情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊心や自己肯定感の低下等の状態が起きやすいことから、それらの予防に努める。

イ  
支援体制

(ア) 専門性のある指導體制の整備

- 例)  専門家からの支援
- 特別支援学校のセンター的機能の活用
- 自閉症・情緒障がい特別支援学級の活用
- 医療機関等の専門性を活用

(イ) 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 例)  他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや、言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。

(ウ) 災害時等の支援体制の整備

- 例)  自閉症のある子どもは、災害時の環境の変化に適応することが難しいため、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。

**(ア) 校内環境のバリアフリー化**

例)  自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、目的地までの動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりする。

**(イ) 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

例)  衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。

- 興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。
- 感覚の過敏性の状況を踏まえ、蛍光灯の明るさやちらつき等に配慮する。 等

**(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

例)  災害等発生後、環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、混乱した心理状態を軽減するため、落ち着いて（安心して）過ごすことのできるようなスペースを確保できるよう、避難場所及び施設・設備を整備する。

上記ア～ウは、代表的な例であり、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況や、子どもの実態によっては、上記以外の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容も考えられることに留意することが大切です。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。

